

年間スローガン



年間広報重点

- ・ただいまと 今日もわが家に 咲く笑顔
- ・スマホより 命の安全 みぎひだり
- ・自転車は 大人も子どもも ヘルメット

年間サブスローガン

実践しよう 交通安全3S運動



Stop（ストップ）

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先

Slow（スロー）

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

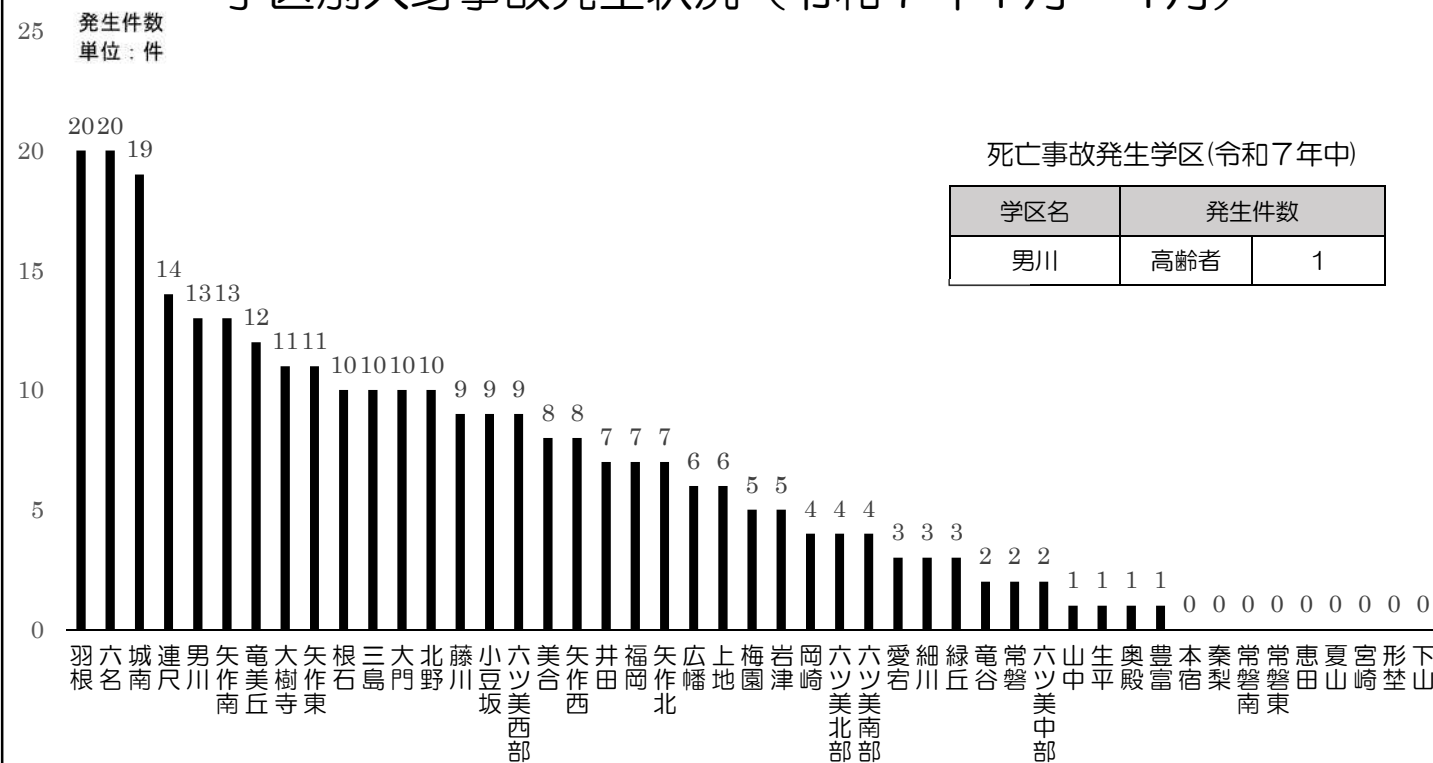
Smart（スマート）

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

今後の交通安全行事予定

- ・秋の交通安全市民運動 期間 9月21日(日)～ 9月30日(火) 10日間
市内一斉大立哨実施日 9月22日(月)、 9月30日(火)
- ・年末の交通安全市民運動 期間 12月 1日(月)～12月10日(水) 10日間
市内一斉大立哨実施日 12月 1日(月)、12月10日(水)

学区別人身事故発生状況（令和7年1月～4月）



主唱 岡崎市交通安全推進協議会

事務局：岡崎市市民安全部 防犯交通安全課 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 TEL23-6340 FAX23-6570

令和7年夏の交通安全市民運動実施要綱

期 間 令和7年7月 11 日(金) から7月 20 日(日)までの 10 日間

市内一斉大立哨 令和7年7月 11 日(金)・7月 18 日(金)

目 的

夏本番を迎え、行楽などで車を運転する機会が増えるとともに、暑さや疲れから運転者の注意力が散漫となることや、飲酒運転による交通事故も心配されます。また、子どもや高齢者が外出する機会も増え、交通事故に巻き込まれる危険性が高まります。そこで、下記の運動重点に沿った夏の交通安全市民運動を市民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図りましょう。

運動重点

- 1 歩行者の交通事故防止と交通ルールの遵守
- 2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守の徹底とヘルメット着用の徹底

トピックス

パトネットあいちから最新の交通事故情勢を入手して自己防衛に努めよう！

愛知県警では、インターネットコンテンツを使った地域安全への取組みの一つとして、安全に役立つ情報等をメールマガジン「パトネットあいち」としてお届けしています。

- 【パトネットからの配信内容】
- ★交通事故情報
 - ★不審者情報
 - ★犯罪情報
 - ★緊急危険情報
 - ★警察署からのお知らせ



愛知県警察の飲酒運転根絶 BOX に情報をお寄せください！

飲酒運転根絶 BOX とは悪質な飲酒運転を根絶するため、飲酒運転に関する情報・アイデアをお寄せいただくものです。

こんな時は情報提供を！

- ・飲酒運転を日常的にしている人を知っている
- ・ドライバーに酒類を提供する飲食店を知っている



《岡崎警察署からのお知らせ》

飲酒運転の根絶

～しない！させない！許さない！～

○飲酒運転には厳しい罰則と行政処分が下されます。

○自転車・特定小型原動機付自転車も飲酒運転は禁止されています！

●酒酔い運転 **罰則** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

行政処分 免許取消し（欠格期間3年）

●酒気帯び運転 **罰則** 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分

①身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.25mg以上

免許取消し（欠格期間2年）

②身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満

免許停止（停止期間90日）

●呼気検査の拒否 **罰則** 3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金



○運転手にだけ処罰が下るわけではありません。運転手以外にも厳しい処罰が！

●酒類の提供者 **罰則**

又は同乗者 ①運転者が酒酔い運転の場合 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

②運転者が酒気帯び運転の場合 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は免許停止の対象

●車両の提供者 **罰則**

①運転者が酒酔い運転の場合 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

②運転者が酒気帯び運転の場合 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は免許停止の対象

○お酒を飲むときは！

★公共交通機関を利用する

★ハンドルキーパー（お酒を飲まない人）を決めておく

★自動車運転代行サービスを利用する

飲酒運転は絶対にダメ!! 二日酔い運転もダメ!!



《岡崎市からのお知らせ》

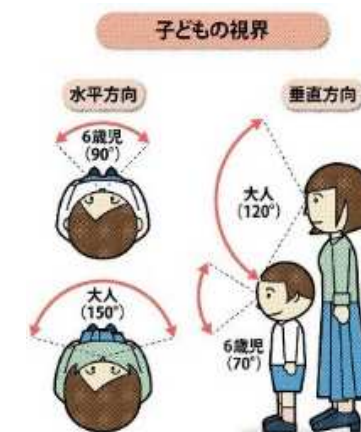
知っていますか？こどもの視界

～こどもの視界は大人と比べ狭い！？～

6歳児の平均的な視野は左右(水平)で90度程度、上下(垂直)で70度程度とされています。一方大人は水平で150度、垂直で120度あります。比べてみるとかなり視野が狭く、大人から見えている景色が子どもには見えていないことがわかります。

こどもの特性、発達段階、個人差によって危険予測の能力が違いうことを理解してあげてください。

愛知県内では、毎年多くの小学生が事故にあっています。周りの大人がお手本となり交通ルールを守ることが大切です。



～交通事故を防ぐためのポイントを子どもと一緒に確認しましょう～

歩く時は

- 1 「止まる・見る・待つ」を守りましょう！
- 2 手をしっかり挙げて、渡る意思をドライバーに知らせましょう！
- 3 右側通行をしましょう！
- 4 歩道橋や横断歩道を渡りましょう！



今年度も

自転車乗車用ヘルメットの購入の補助金申請を受け付けています

内 容 転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの購入に対し補助金を交付

（令和7年4月1日以降に購入したものが対象）

対象者 市内に住所を有している満7歳～満18歳になる方又は満65歳以上になる方

対 象 新品で安全認証（SGマーク、JCFマーク、CEマーク（※）、GSマーク、CPSCマーク等）が付されているヘルメット
（※）CEマークについてはEN1078(自転車乗車用ヘルメットの規格)であること

補助額 ヘルメット購入費の2分の1
（上限2,000円）

申 込 令和7年4月1日～令和8年3月31日
申請書類を防犯交通安全課（東庁舎3階）へ提出
※予算の範囲内で申請書提出の先着順に受付

【詳しくは岡崎市防犯交通安全課ホームページで】



★令和5年4月から道路交通法が改正され、全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化（愛知県では令和3年10月1日から全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化）